## 令和4年度中小企業者事業継続支援給付金よくあるご質問(令和4年4月15日時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
	制度概要	1	令和4年度中小企業事業継続支援給付 金の目的は。	新型コロナウィルス感染症の影響により、売上が減少する中小企業及び個人事業主に対し、事業継続を支援するための給付金を支給するものです。	
		2	給付金の額はいくらか。	中小企業には40万円、個人事業主には20万円が支給されます。	
		3	どのような者が対象となるか。	①中小企業基本法第2条第1項に規定するもの ②本市に本社機能を有するもの(申請日時点) ③令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間で任意の連続する3ヵ月の売上平均額(各種給付金除く)が前年(令和3年)、2年前(令和2年)、3年前(令和元年・平成31年)の同時期と比較して新型コーナウイルス感染症の影響により20%以上減少するもの ※ただし、事業開始時期が令和3年4月2日以降③で指定する任意の連続する3ヵ月の売上平均を出すことができない場合は、事業開始日から令和3年12月31日までの売上平均額と比較することができる。 ※①について、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等、会社以外の法人についても幅広く対象となります。(ただし、常時雇用する人数が300人以下の法人に限る) 以上の全ての条件を満たす者が対象となります。 ただし、給与所得等がある方で、個人事業が副業とみなされる方は、対象外となる場合があります。	
I		4	3.会社以外の法人とは。	詳しくは、「申請書記入の手引き」をご参照ください。 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校 法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合 等)又は有限責任事業組合(LLP)等が該当します。 ※ただし、宗教上の組織若しくは団体、政治団体は対象となりません。 対象となる団体になるかについては、敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)にお問い合わせくださ い。	
		5	いつから給付してもらえるか。	4月18日から申請受付を開始し、早ければ4月下旬から支給開始することを目指しています。	
		6	受付期間はいつまでか。	令和4年8月31日(水)までです。	
		7	なぜ、中小企業者に限定するのか。	一般的に大企業は資本金も多くあり、資金繰りも潤沢な企業が多いため、中小企業者に絞り、手厚く 支援させていただくためです。	
		8	なぜ、本社機能に限定するのか。	本市に主たる事業所を有する中小企業及び個人事業者に対し手厚く支援し、企業自体の事業継続を促し、本市経済の下支えを図るためです。	
		9	助成は複数回受けられるか。	1事業者につき1回です。	
		10	令和3年度・令和2年度の中小企業者 事業継続支援給付金を受け取ったが、 今年度も申請できるのか。	令和3年度又は令和2年度において本市の中小企業者事業継続支援給付金を受給していても、今年度の支給要件を満たせば、申請可能です。	
	支給要件	11	対象業種は。	対象外となる業種はありません。 ただし、事業実態を昨年の事業実績(確定申告書等)で確認するため、休眠法人などは対象外となり ます。	
		12	個人農家(漁師)なども含まれるのか。	主たる収入源が減少する中小企業及び個人事業主に対し支給することとしております。 兼業農家などで、農業収入(営業収入を含む)等が給与収入(公的年金を含む)等を上回る場合は、 支給対象となります。 支給対象となるかどうかは、比較する年の確定申告書の写しにて確認することとしております。	
			副業で自営業等を行っている場合も個	この制度での個人事業主の定義としては、令和4年と比較する年(令和3年、令和2年又は令和元年 (平成31年))の事業収入と給与収入の大きさにより判定いたします。 具体的には、提出いただく <u>令和3年、令和2年又は令和元年(平成31年)</u> 確定申告書の「営業等収入と農業収入」の合計額と「給与収入と公的年金等収入」の合計額を比較し、「営業等収入と農業収入」の合計額が高い方をこの制度では個人事業主と定義します。 〈例〉	
п		3等件	3 耐来を自合を守されている場合も同	令和3年 確定申告 営業収入500万円、農業収入100万円>給与収入200万円、公的年金等収入100万円 令和2年 確定申告 営業等収入100万円、農業収入50万円<給与収入200万円、公的年金等収入100万円 ⇒令和4年と令和3年を比較する場合は、対象となります。 ⇒令和4年と令和2年を比較する場合は、この制度では個人事業キとして対象とはなりません。	
		14	個人の資産で空き家などを貸している が、空室が出た場合も対象となるか。	今回の給付金は、事業収入(営業等収入と農業収入)の減少幅を判定要件としているため、不動産収入は対象となりません。(その他、配当収入等も同様) ※ただし、申告で事業収入として申告している場合は対象となります。	
		15	開業届を出していなくても対象となる か。	個人農家等で、開業届を提出していない個人事業主(フリーランスを含む)も対象としますが、昨年の確定申告を行っていない方など、事業として認めることができない方は対象外となります。	
		16	売上等の減少率が19.5%の場合で四 捨五入して20%となる場合も対象となるか。		
		17	比較対象とするのは、前年(令和3年)、 2年前(令和2年)又は3年前(令和元年 (平成31年))のいずれかでもよいの か。	新型コロナウイルス感染症による様々な要因が考えられるため、特段の指定は行いません。 売上減少要件を満たす年(前年(令和3年)、2年前(令和2年)又は3年前(令和元年(平成31年)) と比較していただいて構いません。	

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
	支給要件	18		様式第2号及び様式第3号については、簡易的に計算する様式となっているため、四捨五入で記入していただければ結構です。なお、審査の段階では、添付いただく書類を1円単位まで計算して売上減少を確認しております。	
		19	フランチャイズ経営をおこなっている オーナーは対象となるか。	敦賀市に本社機能がある方であれば対象となります。	
		20	本社は市外にあるが、支店(営業所)が 敦賀にある場合、給付金を受けることが できるか。	敦賀市に本社機能を置いている方が対象となりますので、給付の対象となりません。	
		21		1つの中小企業及び個人事業主が複数の店舗等を所有している場合は、全ての店舗等の売上高等を合計し、1事業者あたり1回申請いただけます。	
		22	個人事業主で事業所(店)は市内にある が、住民登録は市外である場合、支給 対象となるか。	個人の住民登録が市外であっても、市内に事業所(店)がある場合には対象となります。	
		23	副業(開業届提出済)の売上が減少して いる場合、支給の対象になりますか。	主たる収入源が減少する中小企業及び個人事業主に対し支給することとしております。 副業などで、営業収入(農業収入を含む)等が給与収入(公的年金を含む)等を上回る場合は、支給 対象となります。 支給対象となるかは、比較する年(前年(令和3年)、2年前(令和2年)又は3年前(令和元年(平成3 1年))の確定申告書の写しにて確認することとしております。	
		24	昨年の売上と比較する際に、月の途中 (1/16~4/15等)で算定してもよいか。	差し支えありません。	
		25	6月から急激に売上が減少した場合は いつ申請すればよいか。	任意の連続した3ヵ月の平均額で比較するため、6月に急激に売上が減少した場合は、4~6月の売上実績(各種給付金除く)で申請することが可能な場合もあります。比較する年(前年(令和3年)、2年前(令和2年)又は3年前(令和元年(平成31年))の同時期と比較して、20%以上の減少となる任意の期間の要件を満たした上で、申請してください。	
		26		あくまでも実績との比較になるため、比較する年(前年(令和3年)、2年前(令和2年)又は3年前(令和元年(平成31年))同時期と比較して、20%以上の減少となる任意の期間の要件を満たした上で、申請してください。	
		27	国の事業復活支援金や福井県の中小 企業者等事業継続支援金と併せて申請 することはできるか。	国(の事業復活し年金)や県(の中小企業者等事業継続支援金)とは別に、敦賀市独自で実施するものなので、対象要件を満たしていれば給付の対象となります。	
		28	フリーランスでも対象になるか。	対象要件を満たしていれば、支給対象となります。	
		29	創業して間もない(2022年1月~202 2年6月の間に創業)が、支給対象となるか。	2022年(令和4年)1月1日以降に事業を開始したものは対象となりません。	
п		30	に事業開始)経っていないが、支給対象 となるか。	事業開始日から令和3年12月までの年間平均売上額(各種給付金除く)と比較して20%以上減少するものであれば対象となります。昨年との比較の仕方は、下記の計算方法を参考に算出してください。 <例> ①令和3年8月1日に創業開始した場合 8月1日から12月31日までの売上金額(5ヵ月分)を5で除し、1ヵ月あたりの金額を算出し、令和3年1月1日から7月31日までの売上金額(5ヵ月の平均額と比較してください。 ②令和3年12月15日に創業開始した場合 12月15日から12月31日までの売上金額(17日分)を17で除し、30を乗じて1ヵ月あたりの金額を算出し、令和3年1月1日から7月31日までの売上金額(17日分)を17で除し、30を乗じて1ヵ月あたりの金額を算出し、令和3年1月1日に創業開始した場合 11月21日から11月30日までの売上金額(10日分)をで除し、30を乗じて1ヵ月あたりの金額を算出し、11月分と12月分の売上の和を2で除した平均額と令和4年1月1日から6月30日までの任意の連続した3ヵ月の平均額と財立てください。 ※計算式前素化のため、どの月から操業開始しても1ヵ月30日として換算してください。	
		31	登記は市外だが、敦賀市に事業実態が ある場合は、支給の対象となるのか。 (登記している市町には事業実態はない)	法人の場合、登記情報等で敦賀市に本店登録している法人に限ります。 個人事業主の場合は、事業所の住所が敦賀市の者に限ります。	
		32	休眠企業などと認められる場合とはい つから休業している場合か。	令和3年12月31日以前より、事業を行っていなかった場合に該当することがあります。	
		33	複数業種行っている場合、1つの業種で売上高等減少の要件を満たしている場合は認定可能か。	事業者の行っている事業全体の売上高等が要件を満たしている必要があります。	
		34	親子間(第三者を含む)で事業承継した場合も対象となるか。	親子間(第三者を含む)で事業承継した場合は、対象となります。 事業承継していることが証明できる書類(個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料)の 提出をお願いいたします。	
		35	雇われ店長から独立して個人事業主になった場合、業歴を通年でみて申請してもよいか。(居酒屋の雇われ店長だったが、令和3年4月に独立して店を引き継いだ。前年度の店の売上も比較できる。)	事業開始日で判断するため、令和4年1月1日以降に新たに事業開始した場合は対象となりません。(いわゆるのれん分けの場合) ただし、全ての事業を引き継いだ上で創業している場合(いわゆる事業承継)は、対象となります。 事業承継していることが証明できる書類(個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料)の 提出をお願いいたします。	
		36	個人事業主から法人化(法人成り)(又は法人から個人事業主化(個人成り)) した場合、対象となるのか。	法人成り・個人成りが確認できる場合は、対象となります。 個人(法人)の廃業届、法人(個人)の開業届、承継前の売上資料などで確認します。	
		37	会社を設立した日以降に事業の営業許可(その他公的許可を含む)がおりた日が違う場合は、営業許可日を設立日としてよいか。	会社設立後に営業許可(その他公的許可を含む)がおり、実質的に事業開始が設立日と異なる場合は、営業許可日を設立日として構いません。 その際は、申請書の設立日の欄に、許可が下りた日を追記し、許可証を添付してください。	
		38		敦賀商工会議所の会員であるかは要件ではなく、対象要件に当てはまれば支給対象となります。 会員・非会員で提出書類等に差はありません。	

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
		39	申請窓口は、どこになるのか。	市内金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)が窓口となりますが、左記金融機関以外の口座に給付を希望される場合は、敦賀商工会議所が窓口となります。	
	申請方法	40	提出物は。	【法人】 ①-1 令和3年と比較する場合 前事業年度の税務署の受領印のある法人税申告書別表一①-2 令和2年と比較する場合 ①-1に加え、2期前事業年度の税務署の受領印のある法人税申告書別表一①-3 令和元年と比較する場合 ①-1に加え、3期前事業年度の税務署の受領印のある法人税申告書別表一①-4 1期も決算を迎えていない場合 同一の仕入先への支払領収書など、直近3ヶ月連続で取引が分かる帳票類②中小企業者事業継続支援給付金申請書(様式第1号)③売上減少要件に関する確認書(様式第1号)(3売上減少要件に関する確認書(様式第1号)(3売上減少更件に関する確認書(様式第3号)(4売上減少に係る根拠書類(試算表、帳簿等) ※医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等については、確定申告書類に代えて、事業活動計算書等の事業内容が分かるもので代用することが可能です。	
				【個人事業主】 ①-1 令和3年と比較する場合 令和3年の税務署の受領印のある確定申告書類の控え (申告書第1表) ①-2 令和2年と比較する場合 令和2年の税務署の受領印のある確定申告書類の控え (申告書第1表) ①-3 令和元年と比較する場合 令和元年の税務署の受領印のある確定申告書類の控え (申告書第1表) ①-4 1期も決算を迎えていない場合。同一の仕入先への支払領収書など、直近3ヶ月連続で取引が分かる帳票類 ②中小企業者事業継続支援給付金申請書(様式第1号) ③売上減少要件に関する確認書(様式第2号)又は(様式第3号) ④売上減少要件に関する確認書(様式第2号)又は(様式第3号) ④売上減少要件に関する確認書(様式第2号)又は(様式第3号) ⑤売人(代表者)の確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか)【個人事業主のみ】	
		41	確定申告書は受領印などが必要か。	税務署に提出した際の受領印が押してある申告書の控えや、電子申告(e-TAX)の場合は送信した 記録が分かるもの(「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるもの又は、受信通知(メール群 細))、若しくは税理士事務所等が電子申告を済ませたことが確認できるものを添付してください。 なお、住民税の申告のみの方は市役所税務課で写しを取得することができます。	
ш		42	試算表、帳簿等はどのようなものを準備 すればよいか。	様式第2号又は様式第3号に記入いただく数字を確認できる任意の書類になります。 日々の売上を記入したノート等でも構いません。	
		43	いつまで受付を行うのか。	現在、6月末までの実績で、8月末までに申請いただくこととしています。	
		44	代表者が申請窓口に行けないため、代 理での申請は可能か。	可能です。申請様式に代理申請する場合の記入欄がありますので、ご記入ください。	
		45	直接市役所に提出できないのか。	本事業は敦賀商工会議所に委託して実施しているため、敦賀商工会議所が指定する金融機関(市内の福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合各店舗)へ提出してください。(左記金融期間以外に給付を希望される場合は、敦賀商工会議所へ提出してください。)なお、制度自体の疑問点などは市役所にお問い合わせいただいて構いません。 <担当課> 産業経済部 商工貿易振興課 0770-22-8122(平日の8:30~17:15まで)	
		46	中小企業の代表取締役と小規模事業 者(個人事業主)の2つの肩書がある が、それぞれの申請が可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。	
		47	申請書を市役所や商工会議所に持ち込むことはできるか。	市役所や商工会議所では受付できません。金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)にて申請してください。	
		48	一度提出した申請書類は、返却してもら えるか。	一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば事前に申請書等の写しを保管してく ださい。	
		49	申請書類は、市役所や商工会議所でもらえるか。	敦賀市役所商工貿易振興課(3階)、敦賀商工会議所、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦 銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)で配布しています。	
		50	インターネット上でダウンロードできない のか。	申請書類は、敦賀商工会議所HP、敦賀市HPに掲載しておりますのでご活用ください。 紙媒体が必要な場合は、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県 農業協同組合)及び敦賀市役所商工貿易振興課にて配布しております。	
		51	確定申告書類は、税務署に提出して手 元にないが、どうしたらいいか。	確定申告書の写しの再交付について、税務署や契約している税理士にご相談ください。	
		52	事業所を引き継いで2事業所になった。 前年の売上は、前の事業主から引き継 いだ分も含まれるか。	前年の売上には、引き継いだ事業所分も含みます。	

## 令和4年度中小企業者事業継続支援給付金よくあるご質問(令和4年4月15日時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日	
ш	申請方法	53	申請した順番に給付金が振り込まれるのか。	随時審査、給付していきますが、必要書類等の確認で前後する場合があります。		
		54	申請してから給付金の振込までの期間はどのくらいか。	1~2週間で給付できるように努めてまいります。		
			窓口で申請を手伝ってほしい。	新型コロナウィルス感染症拡大の防止の観点から申請書は自身で記入をお願いします。ご不明な点は敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)までお問合せください。		
		56	記入を間違ってしまった場合はどうすればいいか?	訂正したい部分に二重線を引き、申請印と同様の印鑑で訂正印をお願いします。 複写枚数全てに訂正印をお願いします。		
		57	押印にシャチハタを使用してもいいか?	シャチハタ印等のゴム印は使用できません。 ただし、氏名や屋号などについては、ゴム印で構いません。その場合、申請書全てに押印するように してください。		
		58	振込先の金融機関に指定はあるか?	原則、本事業の協力金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)の口座を指定してください。 協力金融機関以外の口座に希望される場合は、敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)まで持参ください、		
	その他・	59	振込手数料はかかるか?	申請者に振込手数料のご負担をお願いすることはありません。		
		60	個人情報の取り扱いはどのように行う か。	提出された申告情報等は、給付事業のために敦賀市、敦賀商工会議所、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)にて共有されます。その他の目的では使用いたしません。		
īv		2.0.W	61	受付順が遅いと予算がなくなって給付 金が受けられないことはないか?	申請期間内(~令和4年8月31日まで)に申請いただければ、給付金の対象となります。ただし、訂正等で申請期限を過ぎた場合は、給付を受けることができなくなる場合があります。	
IV		61	申請内容に誤りがあった場合はどうす ればよいのか。	申請内容に誤りがあった場合は、速やかに敦賀商工会議所までご連絡ください。 改めて内容を精査し、支給要件を満たすか再度確認を行います。 虚偽等により申請内容に誤りが判明した場合は、給付金を返還いただくことになります。 また、不正受給と判断した場合は、不正受給者は給付金の金額に、不正受給の日の翌日から返還 の日まで、民法第404条に規定する割合で算出した延滞金を加え、返還請求します。		
		62	この給付金は課税対象となるのか。	本市の給付金は課税対象になると解釈されております。 ただし、所得金額によっては、必ずしも税負担が生じるものではありません。 詳しくは、お近くの税務署へご相談ください。		